

社保研究部だより

75歳以上2割化に伴う窓口業務について

10月から、75歳以上の一定所得者の窓口負担が2割になることに伴って、後期高齢者の窓口負担は1割、2割、3割に分かれる。このうち2割対象者の中でも3,000点を超える場合には配慮措置が設けられた。配慮措置の計算業務は煩雑であり、正確な算定と窓口業務が求められる。

2割負担の対象は、①75歳以上(65歳~74歳で一定の障害があると認定された方を含む)②「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(複数世帯の場合320万円以上)かつ課税所得が28万円以上となる。後期高齢者医療制度の被保険者の約2割が該当する(表1)。

表1 後期高齢者の窓口負担

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	自己負担額	区分	自己負担額
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割 ※負担増加額3,000円以上の人は1割+3,000円
		一般所得者等	1割

負担割合の確認を

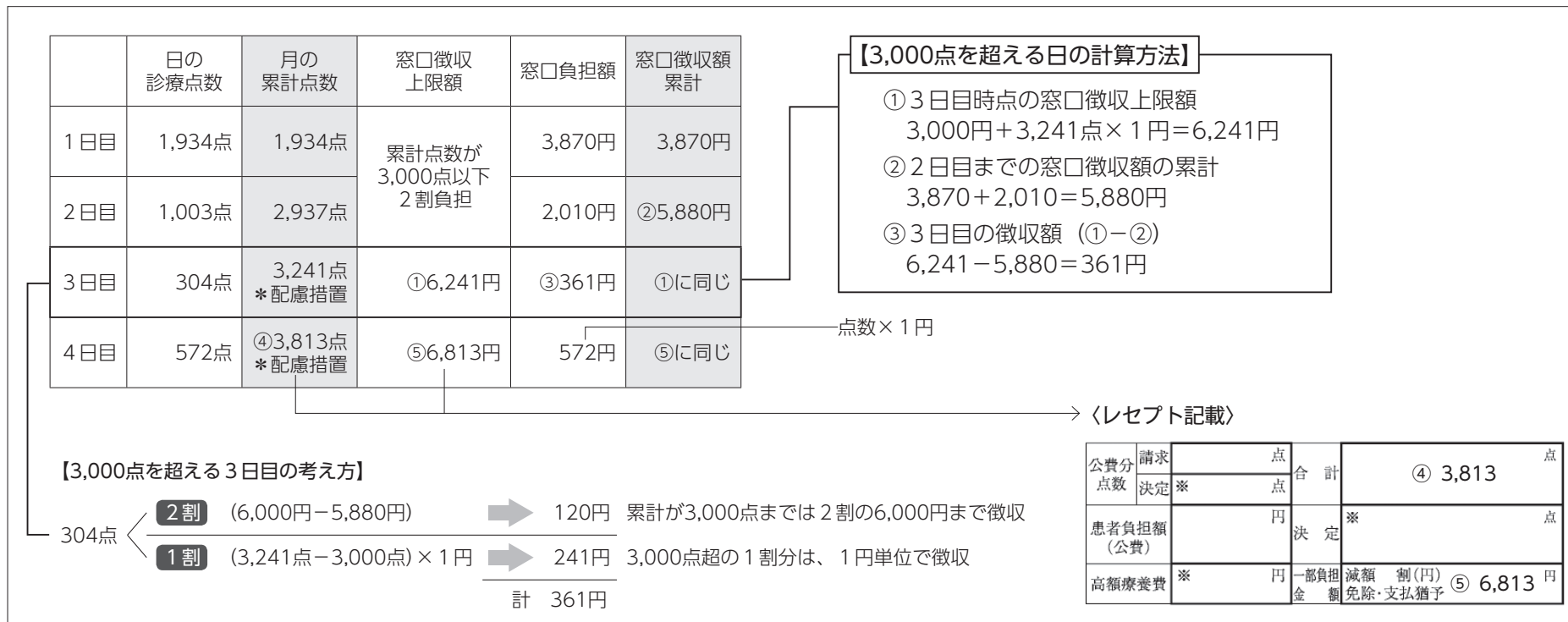
後期高齢者医療の被保険者証が変更になり「水色」から「黄色」になる。10月からの負担割合は、9月中に届く新たな被保険者証(黄色・大阪に限る)で負担割合を確認する。

2割対象者への配慮措置

窓口負担割合が2割の場合は、負担を抑える配慮措置が3年間(2022年10月1日から2025年9月30日まで)適用される。

配慮措置は、同一の医療機関での入院以外について、1カ月のうち1割から2割への増加額が3,000円を超えた場合に1割負担相当額に抑える新たな仕組み

図2 配慮措置が適用となる計算イメージ



となり、増加額が3,000円を超えた日以降診療日ごとに1円単位で計算し、窓口負担を決定する(図1)。

窓口での事前準備が必要 レジに1円・5円硬貨を

受付では1円や5円硬貨を扱うことになり、事前の準備が必要となる。3,000点を超える月に算定誤りがあると、誤差の精算も煩雑になる。

窓口負担の計算について

配慮措置適用後の3,000点超は1円単位で徴収

医療機関の窓口では3,000点まで2割を徴収する。月途中で3,000点に達した場合、それ以降は1割分を1円単位で徴収する。窓口では、①負担割合決定のため月の累計点数の管理②3,000点を超える日の窓口徴収を算出するため月の窓口徴収額の累計管理が必要となる(表2)。例を挙げて解説する。

表2 一部負担金の算出

【3,000点を超える日の計算方法】

- ① 窓口徴収の月上限額の計算※
3,000円 + 累計点数 × 1円
- ② 3,000点超過日までの累計窓口徴収額
- ③ 3,000点超過日の窓口徴収額 (① - ②)
窓口徴収上限額 - 累計窓口徴収額 = ③

※月の初日に3,000点を超える場合は①で算出

【窓口負担の考え方】

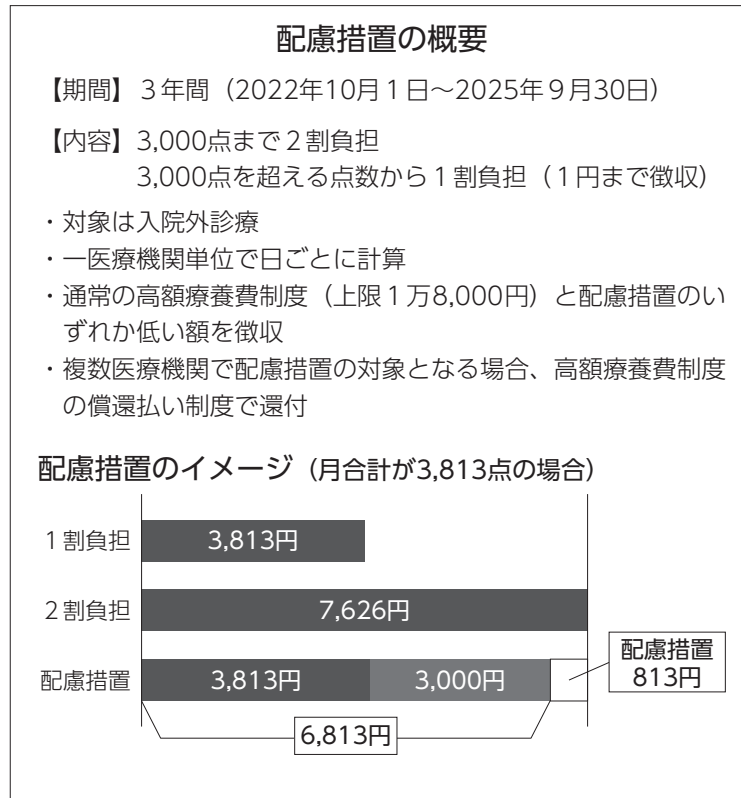
月の合計が3,000点を超える場合に配慮措置の対象となる(図2)。

1日目・2日目の時点では3,000点を超えていないため2割負担である3,870円・2,010円を徴収する。

3日目は、304点のうち1日目・2日目の点数の合計と3,000点の差である63点までは2割、残る241点は1割で、かつ1円単位の241円となる。計算方法は、1割から2割の差の上限となる3,000点と累計点数の和に、10を乗じその1割を限度として徴収する。計算方法は上記のとおり。

4日目は点数の1割分を1円単位で徴収するため、572円となり患者負担の月合計は6,813円となる。

図1 配慮措置の概要



【計算方法】

- ・3日目の窓口負担の計算
① 3,000円 + 3,241点 × 1円 = 6,241円
② 3,870 + 2,010 = 5,880
③ 6,241 - 5,880 = 361円
- ・4日目の窓口負担の計算
572 × 1円 = 572円

【レセプト明細書】

配慮措置が適用となる場合は、一部負担金額の欄にその月の徴収額の合計を記載する(図2)。3,000点以下で配慮措置が適用されない場合は、従来通り合計点数のみの記載となる。

複数の医療機関での配慮措置の取り扱い

複数の医療機関や調剤薬局での窓口負担は、これらを合算して取り扱うこととなり、1カ月当たりの引き上げに伴う負担増額が3,000円を超える分が高額療養費として、患者が事前登録した口座へ4カ月を目途として償還される。事前登録をしていない患者の場合は、広域連合から返金の対象となった際に申請書が送られる。